第十一節　地域公共交通利便増進事業

（地域公共交通利便増進実施計画の記載事項）

第三十六条の十三　法第二十七条の十四第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（法第二十七条の十四第五項の国土交通省令で定める者）

第三十六条の十四　法第二十七条の十四第五項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該地域公共交通利便増進実施計画に係る利便増進措置を実施させようとする者

二　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の公表）

第三十六条の十五　法第二十七条の十四第七項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請）

第三十六条の十六　（略）

2　前項の場合において、別表第三の六の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の十七　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の六の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更）

第三十六条の十七の二　法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　（略）

2　（略）

第九節　地域公共交通利便増進事業

（地域公共交通利便増進実施計画の記載事項）

第三十六条の十三　法第二十七条の十四第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

（法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者）

第三十六条の十四　法第二十七条の十四第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　当該地域公共交通利便増進実施計画に係る地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者

二　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の公表）

第三十六条の十五　法第二十七条の十四第六項の規定による公表は、地域公共交通利便増進事業を実施する区域、当該地域公共交通利便増進事業の内容及び実施予定期間その他の地域公共交通利便増進実施計画に記載された事項の概要について行うものとする。

2　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請）

第三十六条の十六　（略）

2　前項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　（略）

（地域公共交通利便増進実施計画の変更の認定の申請）

第三十六条の十七　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、別表第三の四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　（略）

（認定を要しない地域公共交通利便増進実施計画の軽微な変更）

第三十六条の十七の二　法第二十七条の十五第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十七条の十四第二項第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の地域公共交通利便増進事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　（略）

2　（略）